

(5) 感染症サーベイランスシステムについて

1 感染症サーベイランスシステム

これまで、感染症の発生届や定点医療機関からの報告に関しては、FAXで保健所に報告することとなっていた。この度、行政が使用していた感染症サーベイランスシステムの更改があり、感染症対策の全国的な情報基盤のために、医療機関による発生届について電磁的方法による届出が努力義務化されることとなった。

システムの利用には個人アカウントが必要であり、宮崎県に申請することで発行される。

第33次地方制度調査会第10回専門小委員会 厚生労働省提出資料

感染症対策の全国的な情報基盤の強化

<現状と課題>

現行、感染症の患者情報については、感染症法に基づき、医師から自治体への届出義務、自治体から国への報告義務が課されており、新型コロナウイルスはHER-SYS、それ以外の感染症は感染症サーベイランスシステムにより情報管理している。

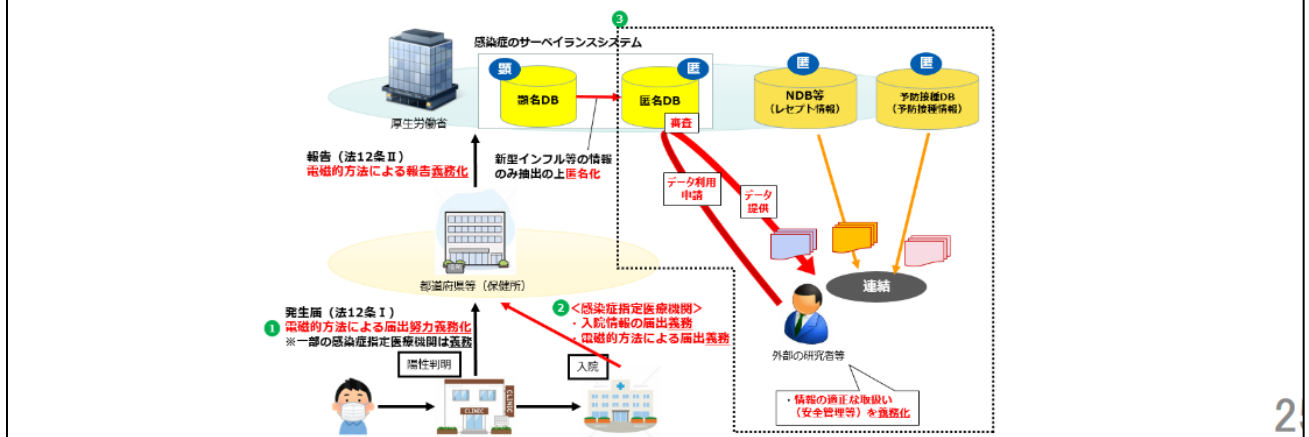
【課題①】感染症の患者情報について、医師から自治体への届出に当たり、電磁的方法による入力を可能にしているものの、依然としてFAXによる届出が一定程度あるため、自治体の業務負担となり、患者情報の迅速な収集に支障をきたしている。

【課題②】発生届は、医師の診断時に届出義務が生じることとなっているため、診断後の経過について届出義務はない。その結果、システムに集積される患者情報は、外来医療機関からの陽性判明時点の情報を中心となっており、感染症の重症度などの情報が集積されていない。

<改正案>

国民の生命・健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症（新型インフルエンザ等感染症等）を中心に、以下の措置を講じることとした。

- 1 医療機関による発生届について電磁的方法による届出を努力義務化（一部の感染症指定医療機関は義務）することにより、情報集約機能の強化（自治体等の業務負担軽減、患者情報の迅速な収集）を図る。（※）併せて、自治体から国への電磁的方法による報告等を義務化。
 - 2 感染症指定医療機関に対し入院患者の状況に係る届出を義務とすることにより、感染症患者の経時的な情報収集を可能とした。
 - 3 感染症サーベイランスシステム等のデータを匿名化した上で、NDB等との連携を可能とした。
- ⇒ 感染症の重症度に関する調査・分析やワクチン有効性等に関する調査・分析が可能となり、適切な医療の提供に資する。



2

○定点医療機関からの報告について

インフルエンザや、水痘、急性胃腸炎などの定点把握対象の感染症を定期的に報告する定点医療機関については、令和4年10月31日（月）報告開始分から運用を開始している。インターネット環境がない医療機関やFAXの利用継続を希望した医療機関以外は、システムで報告している。

○全数把握対象の感染症について

アカウントの発行を希望する医師（または発生届を行う者）は、県のホームページよりアカウントの申請を行い、その医療機関を管轄する保健所からアカウントが発行される。公立病院や県内の医療機関（県医師会を通じ）には案内を行い、アカウントの申請を令和4年12月21日（水）から開始しているが、保健所が発行したアカウントは宮崎市保健所分も含めて10に満たない。感染症指定医療機関は令和5年4月1日から電磁的方法による届出が義務となるため、感染症指定医療機関や過去数年間に発生届を行った医療機関に対して、個別に案内を郵送で送付予定。